

平成26年度

土器川「河川愛護モニター」を募集します。

「河川愛護モニター」とは、土器川の状況、具体的には、

- ・堤防や川原、堰など川にあるものが壊れたり、痛んだりしていないか？
 - ・不法投棄などのごみが捨てられたりしていないか？
 - ・川の流れ方は問題ないか？樹木などが繁りすぎていないか？
 - ・魚が死んだりしていないか？異状はないか？
- などの報告をしてもらう活動をする人のことです。



応募要領

【活動内容】

「河川愛護モニター」は、日常生活の範囲内で知り得た、下記①～⑤の情報を河川管理者に連絡（1ヶ月に1回）することを、主な内容とするものです。【※余暇時間等で活動できる範囲で結構です。】

- ① 近隣の方々から河川利用や河川の状況に関し、特段の要望を認めた場合。
- ② 河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となるような事象を認めた場合。
- ③ ごみ等の投棄、河川の流水や施設等について、異常を発見した場合。
- ④ 特に河川管理者に連絡することが必要と認められる場合。
- ⑤ 年に1回程度の「河川愛護モニター」会議（意見交換会）への参加。

※ 定期的に河川を巡視し、あるいは、ゴミ投棄等の不法行為者等に対し、直接注意・指示して是正を図る等の特別な責務や権限はありません。

【応募資格】

- ・土器川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、上記の活動内容を積極的に実行出来る満20歳以上の方
- ・土器川の近隣に居住する方（活動範囲内の土器川よりおおむね5km以内）

【委嘱方法と任期】

国土交通省 四国地方整備局 香川河川国道事務所長 より委嘱します。
任期は、平成26年4月1日より1年間です。

【募集人員】

丸亀市 5名程度
まんのう町3名程度

土器川のためにできることを一緒に考えてみませんか？

皆さんの積極的な御応募、待ってまーす！



【手当】

4,500円／月程度

【応募方法等】

・応募用紙

平成26年2月28日（金）までに、別紙応募用紙に必要事項記入の上、下記受付場所に持参して下さい。

・お問い合わせ先、受付場所

香川河川国道事務所 土器川出張所

〒763-0082 丸亀市土器町東7丁目150

TEL 0877-22-8318

FAX 0877-58-0593

丸亀市建設課

〒763-8501 丸亀市大手町2丁目3-1

TEL 0877-24-8813

まんのう町建設土地改良課

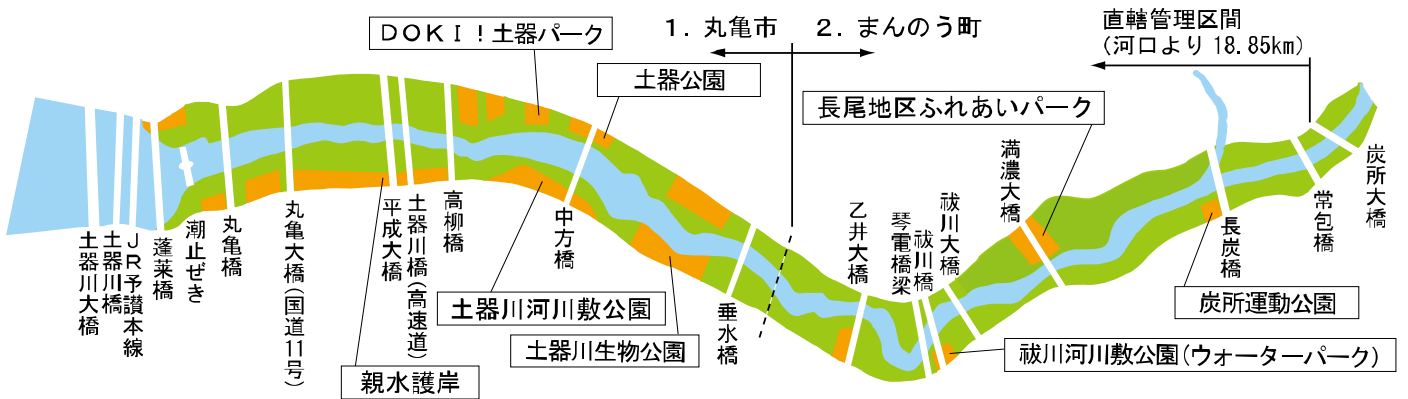
〒766-0022 仲多度郡まんのう町吉野下430

TEL 0877-73-0107

活動範囲

土器川の河口～18.85kmの範囲、下図のとおり

1. 丸亀市 河口～市町境 《土器川の左右岸》
2. まんのう町 市町境～直轄上流端 《土器川の左右岸》



河川愛護モニターの活動状況

○活動状況写真



親水護岸



DOKI!
土器パーク



土器川生物公園



長尾地区
親水公園



委嘱状の交付

「河川愛護モニター」会議
(意見交換会)



平成26年度 土器川「河川愛護モニター」応募用紙

- ① 住 所：〒
- ② 氏名 (ふりがな)：
- ③ 生年月日：
- ④ 性 別：
- ⑤ 電話番号：
- ⑥ 職業 (勤務先)：

- ⑦ 所属する団体等があればその組織名と役職 (〇〇町自治会役員等)

- ⑧ これまでに自治会等の地域に密着した活動へ参加した経験

- ⑨ 応募理由 (できるだけ具体的に記入をお願いします)

- ⑩ 過去の河川愛護モニターの経験

(①～⑩を記入して応募下さい。)

※ 記入していただいた内容は、平成26年度「河川愛護モニター」の選定及び国土交通省からのお知らせ以外には使用致しません。